

訴 状

2009（平成21）年7月17日

仙台地方裁判所 民事事部 御中

原告訴訟代理人弁護士	齋 藤 拓 生
同 上	小 野 寺 信 一
同 上	十 河 弘
同 上	野 呂 圭

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、宮城県選挙管理委員会の委員，宮城県教育委員会の委員，宮城県労働委員会の委員（特別調整委員及びあっせん委員を除く。），宮城県収用委員会の委員（予備委員，あっせん委員，及び仲裁委員を除く。）に対し，別紙報酬額目録記載の月額報酬を支出してはならない。
- 2 訴訟は，被告の負担とする。

第2 請求の原因

- 1 宮城県の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例7条1項は，特別職である選挙管理委員会，教育委員会，労働委員会，収用委員会の各委員（以下「本件各委員」という。）の給与について，別紙目録記載の月額報酬を支給すると定めているが，こ

の規定は、以下に述べるとおり、地方自治法 203 条の 2 第 2 項に違反して無効である。

- 2 地方自治法 203 条の 2 第 1 項は、「普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。」と規定し、同条 2 項は、「前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定する。

上記地方自治法 203 条の 2 第 2 項本文は、非常勤の職員に対する報酬は、生活給としての性格を有さず、純然たる勤務に対する反対給付としての性格のみを有するから、勤務量、具体的には勤務日数に応じてこれを支給すべきとしたものである。

そして、同項ただし書は、勤務の実態がほとんど常勤の職員と異ならず、常勤の職員と同様に月額ないし年額をもって支給することが合理的である場合や、勤務日数の実態を把握することが困難であり、月額等による以外に支給方法がない場合などの特別な場合について、条例の特別な定めにより、月額あるいは年額による報酬の支給を可能にしたものである。

- 3 本件各委員の勤務実態と報酬額は、以下のとおりである。

(1) 選挙管理委員会の委員

ア 選挙管理委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

① 委員会への出席

委員会は、月 1 回開催される。1 回の所要時間は、1 時間以内である。

- ② 選挙関係の用務への出席
- ③ 各種団体の総会等への出席
- ④ 県議会への出席（選挙管理委員長）

イ 平成18年度の報酬額について（別紙①）

年間支給額は、1人当たり、最低で242万4000円、最高で289万2000円であり、支給総額は、1016万4000円である。

勤務日数は、最低13日、最高50日で、1日当たりの報酬額は、最低で5万7840円、最高で18万6461円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙②）

年間支給額は、1人当たり、最低で236万9615円、最高で282万7115円であり、支給総額は、999万0344円である。

勤務日数は、最低で20日、最高で61日で、1日当たりの報酬額は、最低で4万6346円、最高で11万8480円である。

(2) 教育委員会の委員

ア 教育委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

- ① 定例会への出席
委員会は、月1回程度開催される。
- ② 各種の会合、協議会等への出席
- ③ 出察・調査

イ 平成18年度の報酬額について（別紙③）

年間支給額は、1人当たり、最低で60万6000円、最高で289万2000円であり、支給総額は、1258万7999円である。

勤務日数は、最低4日、最高26日で、1日当たりの報酬額は、最低で7万1379円、最高で15万1500円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙④）

年間支給額は、1人当たり、最低で134万6369円、最高で242万4000円であり、支給総額は、1258万6554円である。

勤務日数は、最低で10日、最高で17日で、1日当たりの報酬額は、最低で10万3566円、最高で15万4418円である。

(3) 労働委員会の委員の勤務実態と報酬

ア 労働委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

① 総会への出席

総会は、月1回ないし2回開催される。1回の所要時間は、10分程度である。

② 不当労働行為の審査

公益委員が担当する。1回当たりの所要時間は、概ね1時間程度である。

③ 労働組合の資格審査

公益委員が担当する。

④ 労働争議のあっせん、調停及び仲裁

1回当たりの所要時間は、概ね2時間から3時間程度である。

⑤ 協議会、研究会、研修会への出席

イ 平成18年度の報酬額について（別紙⑤）

年間支給額は、1人当たり、最低で80万8000円、最高で289万2000円であり、支給総額は、3731万7000円である。

勤務日数は、最低で12日、最高で49日で、1日当たりの報酬額は、最低で5万7714円、最高で12万6285円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙⑥）

年間支給額は、1人当たり、最低で60万6000円、最高で289万2000円であり、支給総額は、3751万9000円である。

勤務日数は、最低で6日、最高で49日で、1日当たりの報酬

額は、最低で5万4122円、最高で15万1500円である。

(4) 収用委員会の委員

ア 収用委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

① 委員会への出席

委員会は、月1回ないし2回開催される。1回の所要時間は、2時間から3時間程度である。

② 裁決申請事件の処理

③ 協議会、研究会、研修会への出席

イ 平成18年度の報酬額について（別紙⑦）

年間支給額は、1人当たり、最低で205万2000円、最高で247万2000円であり、支給総額は、1478万4000円である。

勤務日数は、最低で15日、最高で19日で、1日当たりの報酬額は、最低で10万8000円、最高で13万7333円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙⑧）

年間支給額は、1人当たり、最低で205万2000円、最高で247万2000円であり、支給総額は、1478万4000円である。

勤務日数は、最低で18日、最高で24日で、1日当たりの報酬額は、最低で8万9217円、最高で11万4000円である。

4 以上の本件各委員の勤務実態は、常勤の職員とは全く異なるものであり、地方自治法203条の2第2項が、このような勤務実態を有する本件各委員らに対し、勤務日数によらないで報酬を支給することを許しているものとは解されない。

したがって、本件各委員の給与を月額報酬と定める特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例7条1項は、本件各委員の勤務実態を前提とする限り、地方自治法203条の2第2項の趣旨に

違反するものとして、無効であるから、本件各委員に対して月額等報酬を支給することは、地方自治法204条の2の規定に反し、違法である。

- 5 よって、被告は、宮城県選挙管理委員会の委員、宮城県教育委員会の委員、宮城県労働委員会の委員（特別調整委員及びあっせん委員を除く。）、宮城県収用委員会の委員（予備委員、あっせん委員、及び仲裁委員を除く。）に対し、別紙報酬額目録記載の月額報酬を支出してはならないとの判決を求める。

証 拠 資 料

- 甲 1 判決書（大津地裁平成21年1月22日判決）

添 付 書 類

- | | | |
|---|------|-----|
| 1 | 資格証明 | 1 通 |
| 2 | 委任状 | 1 通 |